No.23−46　　2024（令和 6）年 1 月 25 日

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全　国　保　育　協　議　会

TEL. 03-3581-6503　　FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス〔 https://www.zenhokyo.gr.jp 〕

ホームページで、こども家庭庁による「こども誰でも通園制度（仮称）」説明会 動画を公開中！

－今号の目次－

◆「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（中略）の一部を改正する内閣府令案」に関する意見を提出しました …… 1

◆「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（中略）の一部を改正する内閣府令案」に関する意見を提出しました

全保協ニュース No.23-42 で既報のとおり、こども家庭庁では、保育所等における 4・5 歳児の職員配置にかかる最低基準を 30 対 1 から 25 対 1 へ改正するに伴い、法令の改正案についてパブリックコメントを実施しています。

この度、全国保育協議会では、子どもの最善の利益を十分に保障するとともに、子どもの声を聴き、質の高い保育をめざす観点から、以下の意見を提出しました。

令和6年1月25日

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令案」に関する意見（案）

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全　国　保　育　協　議　会
会　長　奥村　尚三

この間、保育三団体協議会への説明の実施や意見交換などの機会を設けていただき、心より感謝申し上げます。

職員配置に係る最低基準の改正については、全国保育協議会として要望を実施してきた

ところであり、この度 4・5 歳児および 3 歳児の改正が実施されることについて重ねて御礼申し上げます。

一方で、子ども・子育て家庭の福祉ニーズの多様化や児童福祉施策の充実により保育所・認定こども園に求められる期待が高まるなか、子どもの最善の利益を十分に保障するためには、子どもの声を聴き、質の高い保育をめざすことが重要であり、以下の点についても早急な対応が必要と考えます。

◆ 1歳児の職員配置に係る最低基準の改正

「こども未来戦略」において、1 歳児の職員配置に係る最低基準を 2025 年度以降、加速化プラン期間中の早期に 6 対 1 から 5 対 1 への改善を進めることとされています。しかし、1 歳児は個別の配慮の必要性が現れ始める時期であり、その後の発達を支える観点からも手厚い職員配置が必要です。そのため、最低基準改正の時期について、可能な限り早期の対応が必要と考えます。

◆ 2歳児の職員配置に係る最低基準の改正

職員配置に係る最低基準について、1 歳児および 3～5 歳児は改正が進められることとされていますが、2 歳児については明示されておりません。2 歳児は応答的な関わりが重要な時期であることから、1 歳児同様に最低基準の改正が必要と考えます。

◆ 配置基準の精査と職員のさらなる加配に対する加算措置

この度の職員配置基準の改善は、子ども・子育て支援新制度が始まった時の積み残しの 0.3 兆円への対応であり、10 年前と現在の状況では大きく変化しています。近年、子どもの発達の個人差も大きく、個別に対応する必要性が増しており、「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」のねらいを達成することの難しさがあります。そのため改正が予定されている 4・5 歳児 25 対 1、3 歳児 15 対 1、1 歳児 5 対 1 という数字が現状の保育に見合っているかの精査が必要であると考えます。また、改正後の最低基準以上に職員を配置する場合には加算措置を行う等の対応が必要と考えます。

◆ 保育士・保育教諭等の処遇改善

質の高い保育の提供には、保育士・保育教諭等が安心して働くことのできる環境が必要です。また、人口減少に伴い、保育所・認定こども園だけでなく、他産業においても人材確保が難しい中において、保育所・認定こども園が働く場として選ばれるためにも、職員配置に係る最低基準の改正とともに早期かつ着実な処遇改善が実施されることが必要と考えます。

◆ 主任保育士の専任必置化

主任保育士・主幹保育教諭は、質の高い保育実践の展開や、保育士・保育教諭等が安心して働くことのできる環境整備等をけん引する重要な役割を担っています。さらに、改正児童福祉法等によりこれまで以上に期待が寄せられることとなる地域の子ど

も・子育て家庭に対する支援においても、主任保育士・主幹保育教諭が中核的な役割を担うこととなります。主幹保育教諭の配置が公定価格上の配置基準に含まれている一方で、主任保育士の配置については、複数の要件を満たした場合に加算により措置されるという、果たしている役割の重要性に比して非常に不安定な状況です。主任保育士がその専門性を十分に発揮し、保育の質をさらに向上させるため、加算ではなく公定価格上の配置基準に含み、専任必置化することが必要と考えます。

今後も、子どもの最善の利益を保障し、質の高い保育を提供し続けるため、保育団体との意見交換の場を引き続き設けていただきますようお願いいたします。

以上

意見募集要領や改正案の概要等については、以下の URL をご参照ください。

■ こども家庭庁ホーム 》申請・届出 》パブリック・コメント
https://www.cfa.go.jp/public-comment/